

令和8年第1回美浜町議会定例会

令和8年3月2日 提出

議案書目次.

報告第1号	専決処分事項の報告について	1
同意第1号	美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
承認第1号	専決処分事項の報告承認について	4
議案第10号	美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	30
議案第11号	美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第12号	美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	42
議案第13号	美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	44
議案第14号	美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	47
議案第15号	美浜町職員等の旅費に関する条例について	50
議案第16号	美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について	70
議案第17号	美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	72
議案第18号	美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	74
議案第19号	美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	95
議案第20号	美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	97
議案第21号	町道路線の廃止及び認定について	101
議案第22号	令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）	別添
議案第23号	令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	別添
議案第24号	令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第25号	令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）	別添
議案第26号	令和7年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第27号	令和8年度美浜町一般会計予算	別添
議案第28号	令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算	別添
議案第29号	令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第30号	令和8年度美浜町介護保険特別会計予算	別添
議案第31号	令和8年度美浜町土地取得特別会計予算	別添
議案第32号	令和8年度美浜町水道事業会計予算	別添

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１月２３日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日時 令和７年１１月７日 午後６時００分頃
- 2 事故発生場所 美浜町大字奥田字芋沢１５番９７地先 町道３２１９号線
- 3 事故の概要

上記日時、路線にて走行中、破損していた舗装にタイヤが乗ったところ、舗装が跳ね上がり、車体下部のフロアーアンダーカバーと接触し破損した。

- 4 損害賠償の額及び和解の内容

賠償金額 金７５，２８４円

和解の内容

美浜町は、相手方に対し、本事故に関する損害賠償金（過失割合１００％）を支払うものとする。（本事故による車の修理費を全額負担するものとする。）

同意第 1 号

美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

美浜町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町大字野間
氏 名	奥村 賢一
生 年	昭和 35 年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町固定資産評価審査委員会委員奥村賢一氏の任期が令和 8 年 3 月 31 日で満了になるからである。

承認第 1 号

専決処分事項の報告承認について

下記の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

令和 7 年度美浜町一般会計補正予算（専決第 2 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

美浜町長 八 谷 充 則

令和 7 年 度

愛知県知多郡美浜町補正予算書
及び予算説明書

令和 7 年 度

美 浜 町 一 般 会 計 補 正 予 算

令和 7 年度美浜町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 7 年度美浜町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,872 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,973,193 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		829, 442	12, 872	842, 314
	3 委託金	63, 062	12, 872	75, 934
歳 入 合 計		10, 960, 321	12, 872	10, 973, 193

歳 出

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,780,709	12,872	1,793,581
	4 選挙費	14,145	12,872	27,017
歳 出 合 計		10,960,321	12,872	10,973,193

令和 7 年 度

美浜町一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				
16 県支出金				
	歳	入	合	計

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

補正前の額	補 正 額	計
829, 442	12, 872	842, 314
10, 960, 321	12, 872	10, 973, 193

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,780,709	12,872	1,793,581
歳 出 合 計	10,960,321	12,872	10,973,193

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
12,872			
12,872			

2 歳 入

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	60,838	12,872	73,710
計	63,062	12,872	75,934

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	12,872	衆議院議員総選挙執行委託金 12,866 国民審査執行委託金 6

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 衆議院議員 総選挙費	0	12,866	12,866	12,866 県支出金			

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	2,344	●衆議院議員総選挙費 【総務課】	12,866
		1報酬	(2,344)
3 職員手当等	3,250	選挙管理委員会委員	51
		投票所の投票管理者	131
7 報償費	27	期日前投票所の投票管理者	141
		投票所の投票立会人	447
8 旅費	31	期日前投票所の投票立会人	480
		開票管理者	13
10 需用費	1,203	開票立会人	202
		会計年度任用職員報酬	879
11 役務費	2,550	3職員手当等	(3,250)
		時間外勤務手当	3,000
12 委託料	2,011	管理職員特別勤務手当	250
		7報償費	(27)
13 使用料及び賃借料	406	ポスター掲示場設置謝礼	27
		8旅費	(31)
		費用弁償	21
17 備品購入費	1,044	普通旅費	10
		10需用費	(1,203)
		消耗品費	600
		燃料費	16
		食糧費	84
		印刷製本費	502
		修繕料	1
		11役務費	(2,550)
		通信運搬費	2,000
		選挙機器点検手数料	550
		12委託料	(2,011)
		ポスター掲示場設置撤去委託料	800
		公報配布委託料	1,200
		廃棄物処理委託料	11
		13使用料及び賃借料	(406)
		設備使用料	6
		個人演説会会場借上料	20
		投票所借上料	6
		ポスター掲示場借上料	374

2 款 総務費

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	6	6	6 県支出金			
計	14, 145	12, 872	27, 017	12, 872	0	0	0

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		17備品購入費 (1,044)	
		選挙用備品 1,044	
10 需用費	6	●最高裁判所裁判官国民審査事業 【総務課】 6	
		10需用費 (6)	
		国民審査氏名揭示等 6	

2款 総務費

4 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 (3.5月分) (千円)	通 手 勤 当 (千円)	退職手 当組合 負担金 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2		17,220	7,283	24	5,141	29,668	4,695	34,363	
	議 員	12	37,438		15,814			53,252	9,864	63,116	
	そ の 他 の 特 別 職	834	36,088	6,984	2,993	125	1,258	47,448	2,138	49,586	
	計	848	73,526	24,204	26,090	149	6,399	130,368	16,697	147,065	
補 正 前	長 等	2		17,220	7,283	24	5,141	29,668	4,695	34,363	
	議 員	12	37,438		15,814			53,252	9,864	63,116	
	そ の 他 の 特 別 職	759	34,623	6,984	2,993	125	1,258	45,983	2,138	48,121	
	計	773	72,061	24,204	26,090	149	6,399	128,903	16,697	145,600	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	75	1,465	0	0	0	0	1,465	0	1,465	
	計	75	1,465	0	0	0	0	1,465	0	1,465	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	198 (219)	313,077	744,970	664,174	1,722,221	297,871	2,020,092
補正前	198 (199)	312,198	744,970	660,924	1,718,092	297,871	2,015,963
比 較	0 (20)	879	0	3,250	4,129	0	4,129

() 内は短時間勤務職員数(外書き)

職 員 手 当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	14,869	31,388	9,164	12,036	174	35,915
	補正前	14,869	31,388	9,164	12,036	174	32,915
	比 較	0	0	0	0	0	3,000
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)
	補正後	553	75	24,408	232,640	188,224	114,728
	補正前	303	75	24,408	232,640	188,224	114,728
	比 較	250	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	198 (4)	0	744,970	556,271	1,301,241	236,754	1,537,995
補正前	198 (4)	0	744,970	553,021	1,297,991	236,754	1,534,745
比 較	0 (0)	0	0	3,250	3,250	0	3,250

() 内は再任用短時間勤務職員数(外書き)

職 員 手 当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	14,869	31,388	9,164	12,036	174	35,915
	補正前	14,869	31,388	9,164	12,036	174	32,915
	比 較	0	0	0	0	0	3,000
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)
	補正後	553	75	24,408	173,975	138,986	114,728
	補正前	303	75	24,408	173,975	138,986	114,728
	比 較	250	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0 (215)	313,077	—	107,903	420,980	61,117	482,097
補正前	0 (195)	312,198	—	107,903	420,101	61,117	481,218
比 較	0 (20)	879	0	0	879	0	879

() 内はパートタイム会計年度任用職員数(外書き)

職 員 手 当 の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)
	補正後	0	0	0	58,665	49,238	0
	補正前	0	0	0	58,665	49,238	0
	比 較	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	3,250	2 其 他 の 増 減 分	3,250	時間外勤務 手当 3,000 管理職員特 別勤務手当 250	衆議院議員総選挙費

議案第 10 号

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(美浜町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。 2～4 〔略〕 (<u>初任給調整手当</u>) 第11条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 前項の職務に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。 2～4 〔略〕 (<u>初任給調整手当</u>) 第11条 <u>初任給調整手当</u>は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 前項の職務に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給する。

- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給について必要な事項は町長が規則で定める。

第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の町長が規則で定める職員にあつては、町長が規則で定める額)並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して町長が規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から町長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、町長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるものには、規則の定めるところによ

- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は町長が規則で定める。

[新設]

り、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(通勤手当)

第15条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ町長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(通勤手当)

第15条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である

〔削る〕	<u>職員 13,500円</u>
〔削る〕	<u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u>
〔削る〕	<u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u>
〔削る〕	<u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</u>
〔削る〕	<u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</u>
〔削る〕	<u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</u>
〔削る〕	<u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</u>
〔削る〕	<u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</u>
〔削る〕	<u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</u>
(3) 〔略〕	(3) 〔略〕
3 〔略〕	3 〔略〕
4 通勤手当は、支給単位期間(町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合にあっては、その	4 通勤手当は、支給単位期間(町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間)に係る最初の月の町長が規則で定める日に支給する。

翌月)の町長が規則で定める日に支給する。

5～7 〔略〕

(期末手当)

第20条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第21条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職

5～7 〔略〕

(期末手当)

第20条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第21条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕	し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕
---	--

(美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年美浜町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 (定年引上げに伴う経過措置) 第4条 <u>美浜町職員の給与に関する条例</u>附則第19項から第25項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次条において「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。	附則 (定年引上げに伴う経過措置) 第4条 <u>第2条の規定による改正後</u>の美浜町職員の給与に関する条例(<u>次条において「第2条改正後給与条例」という。</u>)附則第19項から第25項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次条において「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務し

第5条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、美浜町職員の給与に関する条例第15条第2項及び第16条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、美浜町職員の給与に関する条例第11条の2及び第20条第3項の規定を適用する。

6 美浜町職員の給与に関する条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 美浜町職員の給与に関する条例第6条、第11条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 〔略〕

ている職員には適用しない。

第5条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第15条第2項及び第16条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 第2条改正後給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 美浜町職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条、12条並びに第2条改正後給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 〔略〕

(美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、宿日直手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (管理職手当) 第4条 〔略〕 <u>(初任給調整手当)</u> 第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 <u>第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該</u>	(給与の種類) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、宿日直手当、勤勉手当及び退職手当とする。 <u>(初任給調整手当)</u> 第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 〔新設〕

地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(第2種初任給調整手当に関する経過措置)

第2条 施行の日から令和10年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の美浜町職員の給与に関する条例第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「第13条」とあるのは、「第13条又は美浜町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年美浜町条例第10号)附則第5条第1項」とする。

(規則への委任)

第3条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、町長が規則で定める。

議案第 11 号

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和30年美浜町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、給料月額に100分の45を乗じて得た額を加えた額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。	(期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、給料月額に100分の45を乗じて得た額を加えた額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美浜町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等に当たっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。	(期末手当) 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等に当たっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年美浜町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>)、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 2・3 〔略〕 (初任給調整手当) 第7条 <u>初任給調整手当は、給与条例第11条及び第11条の2の規定の例による。</u> (期末手当) 第13条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 5・6 〔略〕	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 2・3 〔略〕 (初任給調整手当) 第7条 給与条例第11条<u>の規定は、職員について準用する。</u> (期末手当) 第13条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 5・6 〔略〕

(勤勉手当) 第13条の2 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 〔略〕	(勤勉手当) 第13条の2 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 〔略〕
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に
伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤に係る費用弁償) 第9条 〔略〕 2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第7項までの規定の例による。ただし、支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者の減額の措置については、任命権者が別に定める。 (期末手当) 第14条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 5・6 〔略〕 (勤勉手当) 第14条の2 〔略〕	(通勤に係る費用弁償) 第9条 〔略〕 2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第6項までの規定の例による。ただし、支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者の減額の措置については、任命権者が別に定める。 (期末手当) 第14条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 5・6 〔略〕 (勤勉手当) 第14条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 〔略〕	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 〔略〕
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

美浜町職員等の旅費に関する条例について

美浜町職員等の旅費に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月2日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日に改正されたため、国家公務員に準じた所要の改正をする必要があるからである。

美浜町職員等の旅費に関する条例

美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 旅費の種目及び内容(第8条—第19条)

第3章 雑則(第20条—第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき公務のために旅行する職員(特別職の職員を除く。以下同じ。)及び職員以外の者に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

2 町が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う

移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他町長が規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の町長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員

(3) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(4) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(5) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(6) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第5号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由によ

り退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他町長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他町長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
 - 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に町長が規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下同じ。)を含む。以下同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて町長が規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、町長が規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1

項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(町長、副町長及び教育長(以下「町長等」という。)に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(町長等に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、旅行命令権者の承認を受けて私有自動車を使用して旅行する場合は、町長が別に定める方法により算定する額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を

運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「令」という。)に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して町長が規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の宿泊手当の額を勘案して町長が規則で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれている場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれている場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じて、第1項の町長が規則で定める1夜当たりの定額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するもの

を含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。
(転居費)

第16条 転居費は、赴任(新たに採用された職員の赴任については、規則で定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次条第1項において同じ。)に伴う転居に要する費用(同項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町長が規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第6号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して町長が規則で定める定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第5号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(帰住者の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。ただし、旧在勤地から当該職員が旧在勤地に赴任する前の在勤地までの前職務相当の旅費の額を超えることができない。

2 前項の場合において、退職となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第3号、第4号又は第6号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(随行職員の旅費)

第23条 町長等以外の職員が町長等又は他の条例に基づき町長等の旅費相当額の支給を受ける者に随行して旅行したときは、これらの者と同額の旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10

条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条第1項及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことかできる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該

旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美浜町職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の美浜町職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

5 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和30年美浜町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料月額) 第2条 町長等の給料月額は、<u>別表</u>のとおりとする。 (旅費) 第4条 〔略〕 <u>2 町長等の旅費及び支給方法については、美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例 号)で定める。</u> <u>第5条から第7条まで 削除</u> <u>別表</u>(第2条関係) 〔略〕 〔削る〕 〔削る〕	(給料月額) 第2条 町長等の給料月額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (旅費) 第4条 〔略〕 <u>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、死亡手当、旅行雑費及び旅行手当とする。</u> <u>第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2のとおりとする。</u> <u>(死亡手当)</u> <u>第6条 死亡手当の額は、58万円とする。</u> <u>(旅行雑費及び旅行手当)</u> <u>第7条 旅行雑費及び旅行手当の額は、一般職の職員の例による。</u> <u>別表第1</u>(第2条関係) 〔略〕 <u>別表第2(第5条関係)</u> <u>(1) 内国旅行の場合</u>

〔削る〕

鉄道賃	船賃 航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費	実費	実費	15,000円	2,600円

備考 別表実費中鉄道賃及び船賃にあつては、特別車両料金及び特別船室料金を含むものとする。

(2) 外国旅行の場合

鉄道賃	船賃 航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につ
			指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	き)
実費	実費	実費	円	円	円	円	円
			22,500	18,800	15,100	13,500	6,700

備考

1 別表実費中等級のあるものは上級とする。

2 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分は、美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)の例による。

(美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

6 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美浜町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(費用弁償)

第5条 〔略〕

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)に定める町長等に支給する旅費の額に相当する額とし、その支給方法は、同条例の規定の例による。

〔削る〕

別表(第2条)

区分	議員報酬月額
議長	360,000円
副議長	276,000円
常任委員長	255,000円
議会運営委員長	255,000円
議員	245,000円

(費用弁償)

第5条 〔略〕

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、町長に支給する旅費の額に相当する額とする。

- 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表(第2条、第5条関係)

区分	議員報酬月額	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
議長	360,000円	実費	実費	実費	円	円
副議長	276,000円				15,000	2,600
常任委員長	255,000円					
議会運営委員長	255,000円					
議員	245,000円					

備考 別表実費中鉄道賃及び船賃にあつては、特別車両料金及び特別船室料金を含むものとする。

(美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

7 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和32年美浜町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
(報酬) 第2条 報酬は別表に定める処によりこれを支給する。ただし、報酬の範囲を定めたものについては町長がその額を定める。 (費用弁償) 第5条 〔略〕 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)に定める町長等</u>に支給する旅費の額を超えない範囲内で町長が定める額とする。 <u>別表</u>(第2条関係) 〔略〕 〔削る〕 〔削る〕	(報酬) 第2条 報酬は<u>別表第1</u>に定める処によりこれを支給する。ただし、報酬の範囲を定めたものについては町長がその額を定める。 (費用弁償) 第5条 〔略〕 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>内国旅行の旅費については別表第2のとおりとし、外国旅行の旅費については、町長</u>に支給する旅費の額を超えない範囲内で町長が定める額とする。 <u>別表第1</u>(第2条関係) 〔略〕 <u>別表第2</u>(第5条関係) <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="5">旅費</th></tr><tr><th>鉄道賃及び船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th><th>食卓料 (1夜につき)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>別表第1による</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>円 15,000</td><td>円 2,600</td></tr></table>	区分	旅費					鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)						別表第1による	実費	実費	実費	円 15,000	円 2,600
区分	旅費																						
	鉄道賃及び船賃		航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																	
別表第1による	実費	実費	実費	円 15,000	円 2,600																		

(美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

8 美浜町固定資産評価審査委員会条例(昭和47年美浜町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(関係者に対する費用の弁償) 第15条 法第433条第7項の規定によって、関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対し、 <u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)</u> の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	(関係者に対する費用の弁償) 第15条 法第433条第7項の規定によって、関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対し、 <u>美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)</u> の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(美浜町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

9 美浜町証人等の実費弁償に関する条例(昭和48年美浜町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償を支給する者及びその額) 第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。 (1)～(9) 〔略〕 2 <u>実費弁償の額は、美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条</u>	(実費弁償を支給する者及びその額) 第2条 次に掲げる者に対し、 <u>別表により</u> 実費弁償を支給する。 (1)～(9) 〔略〕 〔新設〕

例第 号)の規定による、町長、副町長及び教育長以外の職員の旅費相当額とする。

(実費弁償の支給方法)

第3条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(実費弁償の支給方法)

第3条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。ただし、日当の額は、次に定める額とする。

(1) 南知多町及び武豊町内の旅行 別表の定額(以下この条において「定額」という。)の4分の1に相当する額

(2) 知多地域内(南知多町及び武豊町内を除く。)の旅行 定額の2分の1に相当する額

(3) 前2号以外の地域への旅行 定額

別表(第2条、第3条関係)

<u>鉄道賃</u>	<u>船賃</u>	<u>車賃</u>	<u>日当</u> <u>(1日につき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>
<u>実費</u>	<u>実費</u>	<u>実費</u>	2,600円	15,000円

(美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公務のための旅費に係る費用弁償) 第10条 〔略〕 2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)</u>の例による。	(公務のための旅費に係る費用弁償) 第10条 〔略〕 2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)</u>の例による。

議案第 16 号

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する
条例について

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を
一体化することに伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和32年美浜町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
区分	報酬額		区分	報酬額	
総合計画審議会委員	日額	6,300円	総合計画審議会委員	日額	6,300円
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	美浜町まち・ひと・しごと創生	日額	6,300円
男女共同参画プラン策定委員	日額	6,300円	総合戦略推進会議委員		
会委員			男女共同参画プラン策定委員	日額	6,300円
			会委員		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浜町附属機関設置条例(平成30年美浜町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
町長の附属機関				町長の附属機関			
名称	担当事務	委員定数	委員選任の基準	名称	担当事務	委員定数	委員選任の基準
美 浜 町 総 合 計 画 審 議会	美浜町総合計画の 評価、検証及び中間見直し並びに次期総合計画の策定に必要な調査及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、公募による者、識見を有する者及び公共的団体等の役員又は職員 その他町長が必要と認める者	美 浜 町 総 合 計 画 審 議会	美浜町総合計画の基 本構想に関し必要な 調査及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、公募による者、識見を有する者及び公共的団体等の役員又は職員
削る	削る	削る	削る	美 浜 町 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略 推 進 会 議	美浜町まち・ひと・し ごと創生総合戦略の 重要業績評価指標 (KPI)及び各施策の 評価・点検	14名以内	地域を支える産業(商工業、観光業、漁業及び農業)、教育機関、金融機関、まちづくり団体等の関係者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険税率の改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浜町国民健康保険税条例(昭和36年美浜町条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、愛知県(以下この条において「県」という。))の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、<u>介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))<u>及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額を	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、愛知県(以下この条において「県」という。))の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び</u><u>介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

いう。以下同じ。)

(2)・(3) 〔略〕

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 〔略〕

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律

(2)・(3) 〔略〕

〔新設〕

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 〔略〕

〔新設〕

第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.88を乗じて算定する。

2 〔略〕

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について34,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.88を乗じて算定する。

2 〔略〕

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について35,400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する

月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第24条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 22,200円

(2) 特定世帯 11,100円

(3) 特定継続世帯 16,650円

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世

月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 23,000円

(2) 特定世帯 11,500円

(3) 特定継続世帯 17,250円

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円)並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3

項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 23,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,540円

(イ) 特定世帯 7,770円

(ウ) 特定継続世帯 11,655円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 24,780円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,100円

(イ) 特定世帯 8,050円

(ウ) 特定継続世帯 12,075円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,260円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 4,410円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 910円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,260円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 4,410円

[新設]

[新設]

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 17,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,100円

(イ) 特定世帯 5,550円

(ウ) 特定継続世帯 8,325円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,900円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 17,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円

(イ) 特定世帯 2,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,150円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 650円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円

(イ) 特定世帯 2,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,150円

〔新設〕

〔新設〕

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,440円

(イ) 特定世帯 2,220円

(ウ) 特定継続世帯 3,330円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円

算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,080円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円

(イ) 特定世帯 800円 (ウ) 特定継続世帯 1,200円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,460円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,260円 <u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> <u>1人について 260円</u> <u>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円</u> <u>(イ) 特定世帯 80円</u> <u>(ウ) 特定継続世帯 120円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額	(イ) 特定世帯 800円 (ウ) 特定継続世帯 1,200円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,460円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,260円 〔新設〕 〔新設〕 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額
--	---

後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,100円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,500円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,000円

(2) 〔略〕

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、

後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,310円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,850円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,160円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,700円

(2) 〔略〕

〔新設〕

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、

その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 〔略〕

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、

その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2

同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、~~第9条の4~~及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の4**及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等

実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以

実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条

下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例について

美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別
紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の本格実施にあたり本条例
を制定する必要があるからである。

美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に定める基準とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和8年3月2日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、容量10リットルの可燃指定ごみ袋を追加するため、
本条例を改正する必要があるからである。

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年美浜町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 〔削る〕 〔削る〕 <u>(2) 〔略〕</u> <u>(3) 指定袋 容量が45リットル、30リットル、20リットル又は10リットルの袋で、町が作成したもの</u> 別表(第9条関係) <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">単位</th><th>金額</th><th>負担する者</th><th>備考</th></tr><tr><td>家庭系指定袋1容量が45リットルの袋</td><td>枚</td><td>容量が45リットルの袋</td><td>50円</td><td>家庭系可燃ごみを排出</td><td>町長が指定する方法により排出された紙お</td></tr></table>	種類	単位		金額	負担する者	備考	家庭系指定袋1容量が45リットルの袋	枚	容量が45リットルの袋	50円	家庭系可燃ごみを排出	町長が指定する方法により排出された紙お	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 <u>(2) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。</u> <u>(3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。</u> <u>(4) 〔略〕</u> <u>(5) 指定袋 容量が45リットル、30リットル又は20リットルの袋で、町が作成したもの。</u> 別表(第9条関係) <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">単位</th><th>金額</th><th>負担する者</th><th>備考</th></tr><tr><td>家庭系指定袋1容量が45リットルの袋</td><td>枚</td><td>容量が45リットルの袋</td><td>50円</td><td>家庭系可燃ごみを排出</td><td>町長が指定する方法により排出された紙お</td></tr></table>	種類	単位		金額	負担する者	備考	家庭系指定袋1容量が45リットルの袋	枚	容量が45リットルの袋	50円	家庭系可燃ごみを排出	町長が指定する方法により排出された紙お
種類	単位		金額	負担する者	備考																				
家庭系指定袋1容量が45リットルの袋	枚	容量が45リットルの袋	50円	家庭系可燃ごみを排出	町長が指定する方法により排出された紙お																				
種類	単位		金額	負担する者	備考																				
家庭系指定袋1容量が45リットルの袋	枚	容量が45リットルの袋	50円	家庭系可燃ごみを排出	町長が指定する方法により排出された紙お																				

み	き	容量が30リットルの袋	30円	する者	むつその他町長が特別の理由があると認める家庭系可燃ごみは、無料とする。
		容量が20リットルの袋	20円		
		容量が10リットルの袋	10円		
		容量が10リットルの袋	10円		
し尿	基本料金	収集作業1回につき	200円	占有者	基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	従量料金	10リットルにつき	50円		

み	き	容量が30リットルの袋	30円	する者	むつその他町長が特別の理由があると認める家庭系可燃ごみは、無料とする。
		容量が20リットルの袋	20円		
		容量が10リットルの袋	10円		
		容量が10リットルの袋	10円		
し尿	基本料金	収集作業1回につき	200円	占有者	基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	従量料金	10リットルにつき	50円		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 10 条第 1 項、第 3 項の規定に基づき道路の路線を別紙のように廃止及び認定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、愛知県の道路整備事業に伴い路線の廃止及び認定の必要があるからである。

町 道 廃 止 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
			終 点			
1	町道	1042 号線	美浜町大字上野間字樋之口 132 番地先から 美浜町大字上野間字樋之口 123 番地先まで	4.5 8.0	432.0	
2	町道	1045 号線	美浜町大字上野間字曾山 133-1 番地先から 美浜町大字上野間字曾山 141-2 番地先まで	4.0 6.3	238.6	
3	町道	3212 号線	美浜町大字奥田字大ス谷 1-1 番地先から 美浜町大字奥田字青山池下 1-5 番地先まで	4.7 25.0	688.4	
4	町道	3332 号線	美浜町大字奥田字石坂平井 120-1 番地先から 美浜町大字奥田字青山 80-1 番地先まで	7.1 33.0	3160.4	

道 路 認 定 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	延長 (m)	重要な経過地
			終 点		
1	町道	3212 号線	美浜町大字奥田字助取 3-1 番地先から 美浜町大字奥田字青山池下 1-5 番地先まで	403.6	